

「累積投資約款（株式投資信託等用）」の新旧対照表

（令和2年4月1日改定）

この約款は「累積投資約款」に名称が変更となります。

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、<u>お客さま（以下、「申込者」といいます。）と株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取決めです。</u></p> <p>当行は、この約款にしたがって、累積投資契約を申込者と締結いたします。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 <u>累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、申込者の指定預金口座から引落した金銭または証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、申込者の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりした申込者の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。</u></p> <p><u>（包括累積投資取引の申込方法）</u></p> <p>第3条 <u>申込者が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、これを当行に提出することによって累積投資取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。</u></p> <p><u>2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちに申込者の「累積投資口座」を開設いたします。</u></p>	<p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、<u>株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます。）を通じて取引する、別表に定める「委託者」の設定する投資信託（以下、「個別ファンド」といいます。）について、お客さま（以下、「申込者」といいます。）と当行との間の累積投資に関する取決めです。</u></p> <p>当行は、この約款にしたがって、累積投資契約を申込者と締結いたします。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p align="center"><u>（追加）</u></p> <p><u>（申込方法）</u></p> <p>第2条 申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、これを当行に提出することによって累積投資契約を申込むものとし、当行が承諾のうえ、<u>個別ファンドの累積投資口座を開設した場合に限り取引を開始するものとし、ただし、すでに当行との間でほかのファンドにおいて累積投資契約が締結されているときは、当該個別ファンドの買付けの申込みをもって、当該個別ファンドの累積投資契約の申込みがあったものとして取扱います。</u></p>

改定後	改定前
<p><u>(個別累積投資取引の申込方法)</u></p> <p>第3条の2 申込者が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをしたうえで、<u>当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、当行に提出いただくこと</u>によって申し込むものとします。ただし、<u>当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。</u>なお、<u>当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）に定める非課税累積投資契約に基づき、申込者が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u></p> <p>2 累積投資取引のうち投資信託定期・定額購入サービスの申込方法等については「<u>投資信託定期・定額購入サービス約款</u>」によるものとし、<u>つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。</u></p> <p><u>(金銭の払込み)</u></p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>(買付時期・価額)</u></p> <p>第4条 当行は申込者から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく<u>投資信託</u>の買付けを行います。</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(金銭の払込み)</u></p> <p>第3条 申込者は、個別ファンドの買付けにあてるため、<u>1回の払込みにつき1万円以上の金銭（以下、「払込金」といいます。）をその累積投資口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを取引開始時に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものといたします。</u></p> <p><u>(買付時期・価額)</u></p> <p>第4条 当行は申込者から買付けの申込みがあったとき、遅滞なく<u>個別ファンド</u>の買付けを行います。</p>

改定後	改定前
<p>2 前項の買付価額は第6条の場合を除き、<u>対象となる目論見書、目論見書補完書面に定める当該投資信託の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額とします。</u></p> <p>3 買付けられた<u>投資信託</u>の所有権ならびにその<u>収益分配金</u>または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 この累積投資契約により買付けられた<u>投資信託</u>は別に定めた「<u>証券振替決済口座管理約款</u>」により管理します。</p> <p>(<u>収益分配金の再投資</u>)</p> <p>第6条 前条にかかる<u>投資信託の収益分配金</u>は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。</p> <p>2 前条にかかる<u>投資信託の収益分配金</u>の再投資を停止する場合は、当行所定の依頼書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、当行に提出するものといたします。その場合は、当行は前項にかかわらず、当該<u>収益分配金</u>を申込者があらかじめ指定された預金口座に入金いたします。</p> <p>3 前項2で停止した<u>投資信託の収益分配金</u>の再投資を再開する場合は、当行所定の依頼書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、当行に提出するものといたします。</p>	<p>2 前項の買付価額は別表に定める「<u>買付申込時に適用する価額の適用日</u>」における<u>個別ファンドの価額に所定の手数料および消費税を加えた金額</u>といたします。ただし、別表の番号欄に<u>※印</u>がついている<u>個別ファンド</u>については、前項の買付価額は別表に定める「<u>買付申込時に適用する価額の適用日</u>」における<u>個別ファンドの価額</u>といたします。</p> <p>3 買付けられた<u>個別ファンド</u>の所有権ならびにその<u>果実</u>または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 この累積投資契約により買付けられた<u>個別ファンド</u>は別に定めた「<u>投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>」により管理します。</p> <p>(<u>果実の再投資</u>)</p> <p>第6条 前条にかかる<u>個別ファンドの果実</u>は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。</p> <p>2 前条にかかる<u>個別ファンドの果実</u>の再投資を停止する場合は、当行所定の依頼書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、当行に提出するものといたします。その場合は、当行は前項にかかわらず、当該<u>果実</u>を申込者があらかじめ指定された預金口座に入金いたします。</p> <p>3 前項2で停止した<u>個別ファンドの果実</u>の再投資を再開する場合は、当行所定の依頼書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、当行に提出するものといたします。</p>

改定後	改定前
<p>(返還)</p> <p>第7条 当行は、この累積投資契約に基づく<u>投資信託</u>について、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、<u>換金の際に適用される対象となる投資信託の目論見書に定める価額によるものとします。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(解約)</p> <p>第8条</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ この累積投資契約にかかる<u>投資信託</u>が償還されたとき</p> <p>④ <u>証券振替決済口座が解約された場合</u></p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ (削除)</p> <p>⑥ 申込者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑦ 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑧ 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>⑨ やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 ①～② (現行どおり)</p> <p>③ 天災地変その他不可抗力により、この累積投資契約に基づく投資信託の買付けもしくは<u>投資信託返還代金の金銭の返還</u>が遅延した場合</p>	<p>(返還)</p> <p>第7条 当行は、この累積投資契約に基づく<u>個別ファンド</u>について、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、<u>別表に定める個別ファンドの「返還請求時に適用する価額の適用日」の価額に基づくもの</u>といたします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(解約)</p> <p>第8条</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ この累積投資契約にかかる<u>個別ファンド</u>が償還されたとき</p> <p>④ 振替決済口座が解約された場合</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ <u>申込者が第12条に定めるこの約款の変更</u>に同意しないとき</p> <p>⑦ 申込者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑧ 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑨ 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>⑩ やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2 ①～② (省略)</p> <p>③ 天災地変その他不可抗力により、この累積投資契約に基づく<u>個別ファンド</u>の買付けもしくは<u>個別ファンドの返還代金の金銭の返還</u>が遅延した場合</p>

改定後	改定前
<p>(約款の変更)</p> <p>第12条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>2 <u>前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期（公表日から1ヶ月以上の相当期間を空けるものとします。）を、店頭表示、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p>3 <u>前2項による変更は、前項に基づき公表した効力発生時期から適用するものとします。ただし、お客さまの利益に適合する場合の本約款の変更にかかる周知については、変更の効力発生時期と同時または事後に行う場合もあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 令和2年4月1日改定</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第12条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が<u>生じたときに改定されることがあります。</u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、<u>その改定事項をご通知します。</u></p> <p>2 <u>前項の通知は、改定の内容が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p> <p>3 <u>第1項の通知または第2項の掲載・公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 平成28年1月1日改定</p>